

2020年度～

佐伯市で働いてみませんか！

佐伯市は未来を担う若者の 奨学金の返済を支援します！

【事業目的】

奨学金の返済負担のため、進学等を躊躇・断念する若者への修学奨励と佐伯市への居住・就職促進を図るため、奨学金の返済を支援することを目的とする。

【補助内容】（新規就業者の奨学金返済額の一部を9年間補助します）

補助率 4 / 5 以内

補助額 各奨学金の返済年額に対して8年間補助を行い、各校種の限度額に達するまでの残金を9年目に一括補助します

対象者

申請時30歳以下で、学校教育法に定める大学等に在学中、下記奨学金の貸与を受け、卒業後、佐伯市に居住し、かつ市内の事業所等（公務員は除く）に就職し、8年以上継続して勤務する見込みの者

対象となる奨学金

佐伯市奨学金

大分県奨学会奨学金

日本学生支援機構奨学金（第1種 利息なし・第2種 利息あり）

助成金額（限度額）

高等専門学校	限度額	110万円
専修・短期大学	限度額	80万円
大学	限度額	160万円
大学院（修士・博士）	限度額	220万円

実際の活用例：佐伯市奨学金（大学：私立自宅外 月額 38,000円）

借入額 1,824,000円(4年間) 補助額 1,459,200円(4/5)

年間返還額114,000円×8年間=912,000円 補助額1,459,200円-912,000円
=547,200円(9年目に一括補助)

募集人員 20名程度

詳しくは、裏面をご覧ください

【問い合わせ先】 **佐伯市教育委員会**

〒876-0853 大分県佐伯市中村東町6番9号

TEL：0972-22-3154 / FAX：0972-24-0231

E-Mail gakuji@city.saiki.lg.jp

さいき創生人材奨学支援事業制度資料

< 募集対象者 >

以下の条件に全て該当する方

- ・大学等 1在学期間中に奨学金の貸与を受け、奨学金の返済を予定している方
- ・交付申請時、30歳以下で市内に住民票があり、現に居住し8年間定住する意思のある方
- ・交付申請時、市内に本社・本店及び事業所等 2のある企業に雇用されている方
- ・国及び地方公共団体の職員は除く
- ・奨学金の返済に際し、他からの助成を受けていない方
- ・市税等を滞納していない方
- ・佐伯市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等でない方

- 1 大学等とは 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校
- 2 事業所等とは 佐伯市内の事業所（ただし本社が市内であっても勤務地が市外で市外に居住の場合は対象となりません。）
自営業や第1次産業（農業・林業・漁業）に就業する場合も別に定める基準を満たせば対象となります。

< 応募方法 >

卒業、佐伯市に居住した後、応募に必要な書類を佐伯市教育委員会学校教育課窓口を持参していただくか、郵送により提出していただきます。

詳しくはホームページ等でお知らせいたします。

< 対象者の認定 >

書類審査により選考し、その結果を申請者に文書で通知いたします。

< 支援内容 >

大 学 等 卒 業	市内居住・就業 (1年目)		就業 (2年目)	就業 ~	就業 (8年目)	就業 (9年目)
	申請 認定	半年賦補助	年額補助	各年額補助	年額補助	限度額残金一括補助
	返還猶予期間 佐伯市奨学金は1年間猶予		上限に達するまでの補助期間中は 毎年申請手続きが必要です			各校種により限度額 が異なります